

# 街頭消火器外観点検委託に関する要綱

	制定	昭和 58 年 11 月 7 日
		昭和 60 年 4 月要綱第 93 号
	改正	平成 2 年 4 月 1 日
		平成 2 年 5 月要綱第 37 号
改正		平成 4 年 10 月 26 日部長決定
		平成 4 年 10 月要綱第 102 号
改正		平成 6 年 4 月 22 日部長決定
		平成 6 年 4 月要綱第 35 号
改正		平成 13 年 4 月 2 日部長決定
		平成 13 年 5 月要綱第 145 号
改正		平成 21 年 3 月 27 日部長決定
		平成 21 年 4 月要綱第 168 号
改正		平成 27 年 3 月 31 日部長決定
		平成 27 年 4 月要綱第 313 号
改正		令和 3 年 7 月 29 日部長決定
		令和 3 年 7 月要綱第 231 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、区が設置した街頭消火器の定期外観点検（以下単に「外観点検」という。）の委託に関し必要な事項を定め、もって大地震における火災に対していつでも対応できるよう街頭消火器を整備するとともに、「自分たちの町は自分たちで守る」という意識の高揚を図ることを目的とする。

## (委託)

第 2 条 区長は、外観点検を品川区防災協議会各地区協議会（以下「地区協議会」という。）会長に委託するものとする。

2 地区協議会の会長は、地区内の防災区民組織本部長（各町会、自治会長）に受託した外観点検を分与して行わせることができる。

## (委託の受理)

第 3 条 外観点検を受託した地区協議会の会長は、承諾書（第 1 号様式）および請書（第 2 号様式）を区長に提出するものとする。

## (点検整備)

第 4 条 外観点検を行う者は、消火器外観点検票（第 5 号様式）により指示された事項に対し、自己の所有器具同様に注意をもって点検を行い、街頭消火器定置図（第 6 号様式）にその所在を記入して提出するものとする。

2 外観点検は、年 1 回行うこととし、別に定められた期間内に随時行うものとする。

- 3 消火器外観点検票（第6号様式）は、消火器1本につき1枚を使用する。
- 4 外観点検を行う者は、外観点検の整備の際、消火器に事故あるときは、防災まちづくり部防災課へ連絡を行うものとする。

（委託料の申請）

第5条 地区協議会の会長は、外観点検が完了したときは、速やかに完了報告書（第3号様式）、請求書（第4号様式）、消火器外観点検票（第5号様式）、街頭消火器定置図（第6号様式）を区長に提出するものとする。

2 委託料の算出基準は、次のとおりとする。

地区協議会単位 1本800円×本数+72,500円（均等割）

（委託料の支払）

第6条 委託料の支払については、受託者からの完了報告書（第3号様式）に基づき検査終了後、請求書提出日から30日以内に支払うものとする。

（委 任）

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和58年11月7日から適用する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

付 則（平成4年10月26日第4条、第7条改正）

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則（平成6年4月22日第2条改正）

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則（平成13年4月2日第4条、第7条改正）

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月30日から適用する。